

# 国家戦略特区ワーキンググループ「集中ヒアリング」(議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 5 月 28 日 (火) 19:45～20:25
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
- 委員 工藤 和美 シーラカンズ K & H 株式会社代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科教授
- 委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

### <関係省庁>

- 前川 喜平 文部科学省大臣官房長
- 永山 賀久 文部科学省大臣官房国際課長

### <事務局>

- 加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局長
- 枝広 直幹 内閣官房地域活性化統合事務局事務局長代理
- 藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置要件の等の見直し(国内校との競争条件の同一化)
- 3 閉会

---

○八田座長 従来、構造改革特区は大体地元からの要請で行われているということだったが、今回の国家戦略特区は、国の成長戦略の一環として、何らかの新しい成長戦略を特定の特区内で始めてみようという意図からできたものである。

今回お願いしているのは、「海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し」ということで、これは一つは、もちろん外国人が日本で仕事をしやすくするということもあるし、日本人もこういうことを活用するという面がある。原委員に説明をお願いします。

○原委員 よく指摘される問題として、外国企業、外国人を日本にもっと呼び込むということをやろうとする上で、教育、医療といった生活環境の問題があるということがよく言われる。その中でもよく出てくるのが、外国人にとって、子弟を通わせるための魅力的なトップインターナショナルスクール、水準の高いインターナショナルスクールがなかなか存在しないというものである。

では、これをどうしていったらいいのか。これは東京都の猪瀬知事などもインターナショナルスクールのトップスクールの誘致といったようなことを言われたりしているが、どうしたらそれが実現するのかというところについて、是非色々とお話をさせていただければと思っている。

この紙で一つだけ、規制制度上の問題もあるのではないかということで、一例として挙げているが、聞いているケースとして、例えば、一条校で国際バカロレアの認定を受けようとする場合、これは一条校で色々なメリットがあるので、一条校として、そういったインターナショナルスクールをつくっていいこうということを考えると、教育課程、学習指導要領との関係というのが出てくる。これは昔の構造改革特区の延長上で、教育課程特例校の認定という仕組みが作られて、指導要領について一定の柔軟化ということは認められていると承知しているが、そうは言っても、例えば、家庭科とか情報教育とか、世界標準では教科にされていないような科目を外すというわけにはなかなかいかないというようにも聞いている。

こうするとどうなるかと言うと、カリキュラム設定、その生徒にとっては国際標準のインターナショナルスクールの科目と合わせて、日本の固有の科目もやらないといけなくすると、その生徒にとっての負担になるとか、あるいは特殊な科目についての教員を確保しなければいけないとか、そういった問題が出てくることもあると聞いている。

これはあくまで一例ということで挙げたが、今日お伺いしたいのは、そのトップインターナショナルスクールを誘致する、あるいは国内で創設することを考えたときに、これまでそれがなかなかできていない要因が何だったのか。どこをどうしていくと、それが実現できていくのかというあたりを意見交換させていただきたい。

○八田座長 それでは、10分ほど御説明の後、また質疑応答をさせていただきたい。

○前川官房長 お手元の文部科学省のほうで作った資料に沿って御説明申し上げる。

いわゆるインターナショナルスクールというのは、法律上の定義はなく、多くの場合、これは各都道府県が認可する各種学校である。各種学校の認可を受けていないものもある。ごくわずかな例であるが、自治体が音頭を取るような形で、一条校の形でつくられているものもある。

ただ、インターナショナルスクールを誘致するということについて特段の規制はない。高度外国人材の就労に当たっての子どもたちの教育環境の整備という観点で、既に色々議論が行われてきている。昨年3月はそういった議論を踏まえて、各都道府県に対して、外国人学校の各種学校設置認可などについて、弾力的な運用を要請する通知を発出してい

る。

各種学校を設置する場合、文部科学省で各種学校規程という最低限の基準を設けているが、それを踏まえた上でさらにどういう基準を作るかは都道府県に任されており、都道府県ごとに異なった基準を持っている。その際に、都道府県によっては、インターナショナルスクールが各種学校になろうとするときにいくつか条件があり、中でも、校地校舎について自己所有でなければならぬという基準を設けている都道府県もあるので、文部科学省としては、それは民間からの借用でもいいし、短期の借用でもいいということや、運用資産を例えば1年分はあらかじめ持っていなければいけないというような基準を設けているところもあるが、これについても、より小額の運用資産でも認めていいということを知した。また、各種学校の中でも、外国人学校、インターナショナルスクールについては、他の各種学校とは別に弾力的な基準を作ることも考えられるということも通知している。ただ、学校の設置認可は都道府県の事務であり、強制することはできないため、依頼する通知を出すというところまでしかできない。

現行の制度上、各種学校である外国人学校に対して、税制あるいは財政上どういう措置が取られているかということを示したが、授業料、消費税、法人税の非課税や、寄附についての法人税や所得税の軽減といったことは一条校と同じようにできる。

自治体からの助成については、自治体がそれぞれの判断でできる。一条校と違うのは、文部科学省として、その助成に対する補助をしているかどうか。一条校に関しては、文部科学省が国から都道府県に対して、高校以下の私学助成のための補助を出している。各種学校は全部そうだが、インターナショナルスクールについても、そういった補助はない。

3ポツにあるのは、前の政権のもとで制度化された、いわゆる高校無償化の措置であり、私立学校の生徒に対しても公立学校の生徒の授業料に相当する金額、年間約12万円を授業料に充てるために一律に支給するというものである。これを学校側が代理受領して、その授業料に充当するという仕組みが作られている。この仕組みは高等学校レベルのインターナショナルスクールにも適用されており、インターナショナルスクールに通っている日本人も外国人も、この就学支援金が支給されている。

4ポツに書いてあるのが、一条校として設置する場合、これは一条校というのは学校教育法の1条に定める学校ということで、我が国で正規の学校はこの一条校だということになっているが、一条校として設置する場合には、様々なハードルが出てくる。各都道府県においても、各種学校よりは高いハードルを設けているし、国の制度上も学習指導要領にのっとった教育課程の編成や、文部科学大臣が検定した教科書の使用、教員免許状を持った教員が教えなければならないなどの制約が加わってくる。

こういったハードルは高くなるが、一条校としてのメリットと言えば、先ほど申し上げた私学助成の対象になることがある。ここは確かに各種学校と一条校の違いがあるが、例えば、大学入学資格に関しては、国際バカロレア課程を設けているような学校については、日本の大学への入学資格はあるし、仮になかったとしても、大学ごとに判断することが可

能なので、大学の判断で入学資格を認めるということは既に道が開かれている。一条校になるメリットを突き詰めて考えると、国の私学助成があるかないかというところが一番大きいのではないかと。仮に一条校になりたいという場合に、一条校でバカロレアの認定を受けようとする、確かにこの場合には、先ほど申し上げた学習指導要領上の制約との関係が出てくるが、既に一条校で国際バカロレア課程を導入しているところは数校ある。文部科学省としては、今後この一条校の高等学校でバカロレア課程を設けるところを増やしていこうと考えている。その間に色々と支障が生じるようであれば、その辺はまた見直していきたいと思うが、これまでのところ一条校でも充分バカロレア課程を設けることができている。学習指導要領とバカロレアの課程とは充分両立できるのではないかと考えている。

文部科学省としても、インターナショナルスクールが整備されて、優れた外国の方々から日本に来ていただくということは大変望ましいことだと思っているので、一緒に何ができるか考えてまいりたいと思っている。

○原委員 インターナショナルスクールについては、文部科学省としては一条校というよりは各種学校であるということが基本という認識か。今、海外の大学に進むことが相当増えてきているとか、教育の世界で国際化していくということがこれからどんどん広がっていくと思うが、その中で、インターナショナルスクールは正規の学校ではないという位置付けを続けるのか、あるいは一条校の枠内で国際的な教育をもっと提供されることを増やしていくということにはならないのか。

○前川官房長 現実の問題として、インターナショナルスクールや様々なタイプの外国人学校、中華学校やインド人学校など、そういう学校に通わせる日本国籍を持った子どもの親というのも増えてきているという実態はあると思う。そこから日本の大学に行く、あるいは海外の大学に行くというときに、一条校でなくても特段の支障はないと考えている。一方、一条校のほうは教育基本法、学校教育法といった法体系のもとに、かなりかっちり収まっており、平成18年に教育基本法の改正が行われ、我が国の歴史や伝統を踏まえて、我が国の国民としてふさわしい、国を愛する、あるいは郷土を愛する態度を養うとか、こういったことが盛り込まれた。基本的には、一条校というのは、国民教育的な側面が強い。もちろんその中に、グローバル人材の育成を盛り込んでいこうという方向性でも色々と考えているが、基本的な枠組みとしては、日本人の子どもたちを教育する場だということで、外国人の子どもを収容する学校として、どういものがふさわしいかと考えると、インターナショナルスクールにとっては、よりハードルが低く、自由な形でつくられる各種学校として設置していただくほうが、より良いのではないかと考えている。

○原委員 各種学校でやっても支障がないということは確かにそうなのだろうと思う。実際にこれまでそういう枠組みで何十年もされてきたのだろう。ただ、やはりその中で、各種学校と一条校との差異が明確にあって、先ほどの私学助成金の話であったり、あとは、校舎を建設するときなどでも多少の違いがあるのではないかと。色々な違いがあると聞いているが、その中で、インターナショナルスクールは外国の人が来るものであって、国内の

人は関係ないという割り切りを今後も続けていくのか、あるいは教育の選択肢として、インターナショナルスクールを位置付けることについては検討の余地があると思う。

インターナショナルスクールを各種学校の位置付けにとどめているということが、高度なインターナショナルスクールを求める外国の人から見たときに、選択肢が少ない、乏しいというところにつながっているのではないかというのが元々の問題意識である。

一条校として設置をするということを考えたときに、学習指導要領に従うことが原則であるが、一定の特例は認められているということだが、これはどの程度認められるのか。何か明示的な基準があるのか。

○前川官房長 教育課程特例校は、学習指導要領に全体としては沿っている。しかし、学習指導要領に具体的に決めたとおりの教科立てでなくてもいいとか、あるいは用いる言語が日本語でなくてもいいとか、そういう特例を認めるというもので、学習指導要領に定めている内容は、全体としては過不足なく教えられている。

○原委員 日本の国内の学習指導要領上の科目を外すようなことはできないのか。

○前川官房長 例えば、高等学校の家庭科なども、かつては、女子は家庭科、男子は技術と分かれていたが、相当の議論をした上で、男女共修として学習指導要領に位置付けているので、一条校の中で科目を外すのはかなり難しいと思う。

○原委員 分かった。具体論のことはそれぞれに色々な議論があって、なかなか難しいところを御苦労されてやっていらっしゃるのだろう。ただ、今日の問題意識としては、制度としてはできるはずなのだから、国家戦略特区は国と地方と民間とが一緒になって三者統合本部を作って、それぞれの特区内でどうやったらより良いことができるのか、思い切った取組ができるのかを検討していこうというものなので、是非国としてもう一歩前向きに踏み込んだことができるのかということをお伺いしたい。

○工藤委員 今回のテーマから少し外れるが、元々の大きな趣旨としては、国際力を強めるために世界中のビジネスを日本を拠点にしてやっていただきたいというものである。そのためには、家族も一緒に来てほしい。そのためには、医療と教育の受皿が欲しいという話がある。片方でも、初等教育から英語を入れたりして、日本の教育にもグローバル化をしていこうという動きがある中で、一般校でそういう国際的な活躍をしている方々を受け入れていく。それは必ずしも外国人とは限らない。日本人で帰国子女、近傍の例で言うと、子どもをアメリカで育てていると日本語とか漢字教育ができないので、夏休みに連れてきて、おばあちゃん、おじいちゃんのところで2～3か月、日本の普通の学校に入れるということがかなり多くなってきていると思う。

そういったものと同じで、外国の方が来ても、もっと日本の一条校に広く受け入れる特別な、港区の学校ではある程度やっていると思うが、それをかなり盛んにやってみるようなことは、やろうとしたらできることなのか。何か問題があるのか。そのあたりを伺いたい。

○永山課長 教員の問題ではないか。日本語ができる子どもであれば、国籍は問わないが、

日本語が全くできない子どもをどう教えるか。それを教えられる教員がいるかどうかということなので、例えば、今回の論点からは外れるが、ブラジル人学校などの課題がある。教員をいかに確保できるかにかかってくると思う。

○工藤委員 例えば、港区には、海外から来ている方が多いので、港区にある公立の学校が受け入れるとなると、文部科学省は教員の面からバックアップ体制を取ることはできないか。

○前川官房長 それは工夫の仕方ではないかと思う。高度外国人材の子どもたちということではなくて、ブラジル人あるいはペルー人の子ども、日系の方の子どもたち、こういう方々は例えば浜松とか、外国人集住都市と言われるところにはたくさんいらっしゃって、そういうところで色々と学校が抱える課題があるので、そういう小中学校に対しては、いわゆる教員の加配をしている。

文部科学省は、義務標準法に基づき、一律の計算で教職員の給与の3分の1を負担しているが、外国人の子どもがたくさんいるなど、色々な課題を抱えている学校にはプラスして配分するような仕組みがある。そういう支援はやっているし、日本語の教材を作ったり、指導法についての研修会をやったりなど、定住外国人のための施策はかなりやってきているが、高度外国人材のほうの対応は確かにそこまでやっていないと思う。

○工藤委員 例えば、海外に赴任している友人たちは、現地校に入れるか、日本人学校に入れるかを皆さん迷う。せっかく海外にいるのだから、その文化を学びたいという気持ちがある。逆に、日本に来て、日本の文化を学びたいという方たちもいると思う。ただ、やはりインターナショナルスクールのほうが色々便利だという受皿の問題がある。もし、日本がもっとグローバルに行こうとしたら、普通校でもっと受け入れていくような体制を積極的に取っていくのも、一つの国家戦略として持ってもいいのではないかと思うので、そのあたりは文部科学省に知恵というか、工夫していただきたい。

○原委員 もし、それをやるとすれば、今日午前中にやった公設民営の話の延長で、部分的には委託するようなこともあり得るのかもしれない。

○前川官房長 初等教育を行っている千葉県の幕張インターナショナルスクールは、実質的には公設民営の一条学校である。第三セクター的な学校法人を作って運営しており、実質県立だが形式的には学校法人であり、県が私学助成を出す形でその運営費を支援している。ただ、実質県立とは申し上げたが、公立学校ではないので、義務教育であっても授業料を取る。そういう学校を平成21年に、千葉県が外国の方に来ていただくための条件整備という意味でつくったという例がある。

他に自治体が音頭を取ってつくったというのでは、群馬県太田市のぐんま国際アカデミーという学校がある。これもやはり第三セクター的な学校法人を作って運営されており、ここは幼稚園から高校まである。ただ、ここは私学助成を受けていない。

○原委員 今日午前中にお話を伺ったときに、公私協力学校は私学助成金が出ない整理になったとのことだったが、千葉のケースではなぜ私学助成が出たのか。

○前川官房長 実質公設民営を支援するための公私協力方式の仕組みを特区制度として作った。これはその制度に乗っかってつくった場合には、そのつくった自治体のほうが運営について発言権を持つ代わりに、運営費については必要な収支差補助をする。そういう関係になっていて、県がつくる場合は、私学助成で出す方法と、特区で出す方法とがあるが、これまでのところ、この特区制度でつくったものが一例もない。つまり、公立学校の代わりで第三セクター的な公設民営をつくる、公私協力方式をつくるということなので、これは公立学校の代わりではないか。設置した自治体が基本的に責任を負って、財源も出すべきだという考え方である。

○原委員 特区を使わずにつくられた公私協力学校については、自治体の判断で、千葉県のインターナショナルスクールについては千葉県と千葉市が出資しているけれども、私学という位置付けをされたということか。

○八田座長 今お話を伺っていて、インターナショナルスクールの需要の層は段々変わってきたのではないかと思います。今、例で挙げられたのは、ブラジルの労働者の人の子どもがたくさんいるということで、実際にどうするかという公立学校の問題がある。もう一方で、従来のインターナショナルスクール、アメリカンスクールとかセントメリーズとかいうのは、言ってみれば、会社が全部学費を払ってくれるわけで、とんでもない高い学費をそのスポンサーがやってくれる。そして、東京中に張りめぐらされたスクールバスのネットワークで行くわけで、外国人はマンションを選ぶのでも、そのネットワークのどこに位置するかでもって、どこのインターナショナルスクールに行くか決める。

その谷間にあるのが、例えば、大学の先生の子どもなどである。国立大学は外国人の先生に対してそんなにお金は出さないのだから、そうすると、結局は公立の学校にやるということが結構多いと思うが、非常に無理してインターナショナルスクールにやっている人もいる。この辺が結構これから国際化すると、需要としては大きくなるのではないかと思います。

先ほどから原委員が、なるべくインターナショナルスクールをやりやすいようにとおっしゃったのは、そういうところも含めてだろうと思う。本当にお金がかかるところは、それはそれでやっていけるだろうから、そのときに、例えば、規則を弾力的に考えることで、一条校にするか、あるいは非常に一条校的な扱いにする学校があってもいいのではないかという考えは出てくるのではないか。インターナショナルスクールに対する助成により、とんでもない金持ちでなくても、研究者として優秀な方が世界中から日本にやって来やすくなるのではないか。そういうことがモチベーションにあるのではないかと思います。

○永山課長 規制の問題というより、おっしゃったように経済的なものが大きい要素かと思う。各種学校であっても自治体からは若干の補助金が出ている。誘致や今あるインターナショナルスクールに色々な人が実質的に通えるようにするためには、どちらかと言うと、助成、個人補助ということが大きいと思う。

○八田座長 確かにその面があると思うが、一条校の場合には私学助成があるので、そこは大学の先生などにとっては随分助かる。もう一つは、多少カリキュラムが違っても、ち

やんとした日本人の子どもと色々と一緒にやれるというのもいいだろうと思う。同じ学校の中に色々な科があって、こちらがインターナショナルで、それが体育とか音楽とかも一緒にやるという仕組みは、おそらく日本人にとっても外国人にとってもいいことだろう。

ちょっと話は変わるが、一条校と各種学校との実質的な違いは私学助成が対象になるかどうかだとのことだったが、卒業したときに、高校卒の資格が日本で認められるということには役に立つのではないか。例えば、美容師になるには、今は高卒でなければ、美容師学校に入学資格がない。外国人学校卒では美容師学校に入学できないのではないか。

○前川官房長 トップスクールのインターナショナルスクールから高卒資格で職業の世界に行くという人がどのくらいいるかは分からないが、仮にそういうケースがあるとすれば、高等学校卒業程度認定試験を受けていただくことになる。

○八田座長 外国の高等学校を出ていたら高卒資格が日本では自動的に認められるけれども、日本のインターナショナルスクールのハイスクールに相当するものを出ても、その高卒資格が認められないという状況にある。

○前川官房長 大学進学の場合、私学に関してはほとんど問題ないが、就職の場合に高卒扱いされないという問題はあるのかもしれない。ただ、インターナショナルスクールを出て高卒扱いされなくて困ったという話はあまり聞いたことがないが、仮にそういう人がいたとすれば、確かに支障を感じるかもしれない。

○八田座長 これからもし、日本人でインターナショナルスクールを卒業したら歌手になりたい、芸術家になりたいというような人が、各種学校の称号しかもらえないという問題がある。先ほどのインターナショナルバカロレアであっても一条校になっている例があるから、そういうことの弾力的なやり方をもう少し拡大できないか。

私どもの問題意識としては、原委員も工藤委員もおっしゃったように、外国人が日本にやってくるときに、子どもの面でスムーズに行くようにしたい。そして、できればそこに来る日本人の生徒などとも交流ができるようにして、なるべく全うな日本での教育を、他の学校に入っている子たちと同等の待遇を受けられるようにしたいということ。

これについては、今日御指摘になった色々な問題点があると思うが、是非工夫をして、道を見つけていきたい。それに、この特区という制度を利用していけないかと思う。これから我々自身も考えていくが、もし、文部科学省のほうでも、こういうやり方だったら成長戦略に乗るだろうというものがあつたら、是非御提案をいただきたい。

○前川官房長 文部科学省としてもグローバル人材を育成できるような高等学校を増やしていきたいという気持ちは持っており、成長戦略の中にもそういったものを盛り込みたいと思っている。そういう学校では外国人、外国から高校段階で入学してくる生徒の受入れとか、そういうものもどんどん広げていきたいという気持ちは持っているので、そのためにも一条校でもバカロレア課程を設けるところを増やしていきたいと、そういう方向性は持っているので、私どもも今後よく考えたい。